

## 被措置児童等虐待事案の状況について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき対応した被措置児童等虐待の状況は、次のとおりです。

### 令和2年度

#### 1 虐待案件受理の状況

受理件数	調査結果	
	該当	非該当他
9件	3件	6件

#### 2 被措置児童等虐待の状況

被害児童性別		被害児童年齢階層			
男子	女子	乳幼児	小学生	中学生	高校生
5名	3名	0名	2名	4名	2名

  

虐待の種類		施設種別
身体的	心理	児童養護施設
2件	1件	3件

職員等の職種		
児童指導員	保育士	里親
3名	0名	0名

#### 3 県が講じた措置等

県では、被措置児童等虐待が疑われる事案を受理した場合、関係施設等を訪問し、子ども及び職員等からの聴き取り調査を実施。調査結果を児童福祉審議会権利擁護部会に報告。同審議会の意見を踏まえ、3件の事案について虐待該当と判断し、施設等に対して再発防止策の取組みについて指導中。